

2019年4月1日

お客さま各位

株式会社 北海道銀行

「教育資金贈与専用口座」、「結婚・子育て資金贈与専用口座」の
お申込み受付停止について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

この度、北海道銀行では、「<どうぎん>学びのパスポート教育資金贈与専用口座」と「<どうぎん>はぐくみパスポート結婚・子育て資金贈与専用口座」について、2019年4月1日（月）以降の新規・追加贈与のお申込み受付を停止いたします。

お申込み受付の再開時期が確定次第、当行ホームページにてお知らせいたします。

記

1. 商品概要

商品名（愛称）	教育資金贈与専用口座 （学びのパスポート）	結婚・子育て資金贈与専用口座 （はぐくみパスポート）
概要	「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置（租税特別措置法第70条2の2）」の適用を受けるための専用口座	「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置（租税特別措置法第70条2の3）」の適用を受けるための専用口座

2. お申込み受付停止の理由について

2019年4月1日（月）施行予定の「所得税法等の一部を改正する法律案」は、2019年3月27日（水）に国会で可決されましたが、お申込み書類の改訂が必要なため、お申込み受付を一時停止させていただきます。

3. 今後の取り扱いについて

お申込み書類が整い次第、取り扱いを再開いたします。

4. 既にお申込みいただいているお客さま

2019年3月29日（金）以前にお預入れいただいているお客さまについては、今まで通りご利用（ご資金の引き出しや教育資金への支払い等）いただけます。

ご不明な点は、お近くの北海道銀行本支店までお問い合わせください。

以上

